一〇七	無機顔料製造業	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、三とする。(1)(ロ)
一〇八	無機化学工業製品製造業（整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	一	一	
		二	二	
		一	一	
		一	一・五	(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るもの（(三)に掲げるものを除く。）にあっては、第二欄(1)(ロ)の値は、二・五とする。
		一	一・五	(二) りん及びりん化合物製造工程（(三)に掲げるものを除く。）にあっては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ二、八、六とする。
		一	一・五	(三) 製造工程にあって、大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ二、八、四〇、八とする。
（略）				
一一四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、二・五とする。
一一六	メタン誘導品製造業	二	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二とする。
		三	一	
		一	二・五	
		二	一・五	
一一七	発酵工業	一・五	一・五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、三とする。
（略）				

一〇七	無機顔料製造業	一	一・五	
一〇八	無機化学工業製品製造業（整理番号一〇五の項から前項までに掲げるものを除く。）	一	一	
		二・五	二・五	
		一	一	
		一・五	一・五	
				りん及びりん化合物製造工程にあっては、第三欄(1)(イ)及び(ロ)並びに(2)(ロ)の値は、それぞれ二、四〇、八とする。
（略）				
一一四	石油化学系基礎製品製造業（整理番号一〇九の項から前項までに掲げるものを除く。）	一	一	
		二・五	二・五	
		一	一	
		一・五	一・五	
一一六	メタン誘導品製造業	二	一・五	
		三	三	
		一	一	
		二	一・五	
一一七	発酵工業			
（略）				